

■浄化槽の設置に補助金を交付します

個人が自己の居住のための専用住宅又は併用住宅に浄化槽を設置する場合に、浄化槽の設置に要する経費に対し予算の範囲内で補助を行う「盛岡市浄化槽設置整備事業補助金」の受付を行います。対象区域は公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業採択区域を除く区域になります。これから当該区域内において家を新築する人やトイレを水洗化する人はご検討ください。

受付期間

平成 31 年 4 月 22 日（月）から平成 31 年 4 月 26 日（金）まで

当該期間内に予算額に達した場合、抽選により補助金の交付対象者の決定を行います。また、予算額に達しなかった場合、その後は随時受付を行い予算額に達した時点で終了します。

補助限度額

| | | 工事種別 | |
|----------|--------|-------------------|-------------------------|
| | | 全体計画区域内工事 一般工事 | 転換工事 農家等工事 水道水源工事 |
| 人槽 区分 | 5 人槽 | 35 万 2000 円 | 61 万 7000 円 |
| | 6～7 人槽 | 44 万 1000 円 | 77 万 2000 円 |
| | 8 人槽以上 | 58 万 8000 円 | 104 万 6000 円 |

工事種別の概要

| | |
|-----------|--|
| 転換工事 | 公共下水道全体計画区域外（水道水源区域は除く）で既存専用住宅又は既存併用住宅に設置されているくみ取便所又は既存単独浄化槽を撤去し新たに浄化槽を設置する工事 |
| 農家等工事 | 公共下水道全体計画区域外（水道水源区域は除く）で行う次の工事 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、林業又は漁業を営む人の農家等住宅又は都市計画法に規定する許可が不要な専用住宅の新築に伴い浄化槽を設置する工事 ・ 上記農家等住宅、専用住宅又は併用住宅の増築又は改築等の建築行為に伴いくみ取り便所又は既存単独浄化槽を撤去し浄化槽を設置する工事 |
| 水道水源区域内工事 | 水道水源区域内で行う次の工事 |

| | |
|-----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用住宅又は併用住宅の新築に伴い浄化槽を設置する工事 ・ 専用住宅又は併用住宅の増築又は改築等の建築行為に伴いくみ取り便所又は単独浄化槽を撤去し浄化槽を設置する工事 |
| 一般工事 | <p>公共下水道全体計画区域外（水道水源区域を除く）で行う次の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用住宅又は併用住宅の新築に伴い浄化槽を設置する工事 ・ 専用住宅等の増築又は改築等の建築行為に伴いくみ取り便所又は単独浄化槽を撤去し浄化槽を設置する工事 |
| 全体計画区域内工事 | <p>公共下水道全体計画区域内（水道水源区域は除く）で行う次の工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存専用住宅又は既存併用住宅に設置されているくみ取り便所又は既存単独浄化槽を撤去し新たに浄化槽を設置する工事 ・ 専用住宅又は併用住宅の新築に伴い浄化槽を設置する工事 ・ 専用住宅又は併用住宅の増築又は改築等の建築行為に伴いくみ取り便所又は単独浄化槽を撤去し浄化槽を設置する工事 |

※ 工事種別ごとに詳細な要件がありますので、詳しくは給排水課排水設備係（直通：019-623-1426）へ。